

次期千葉県障害者計画の策定について

1 次期障害者計画の策定

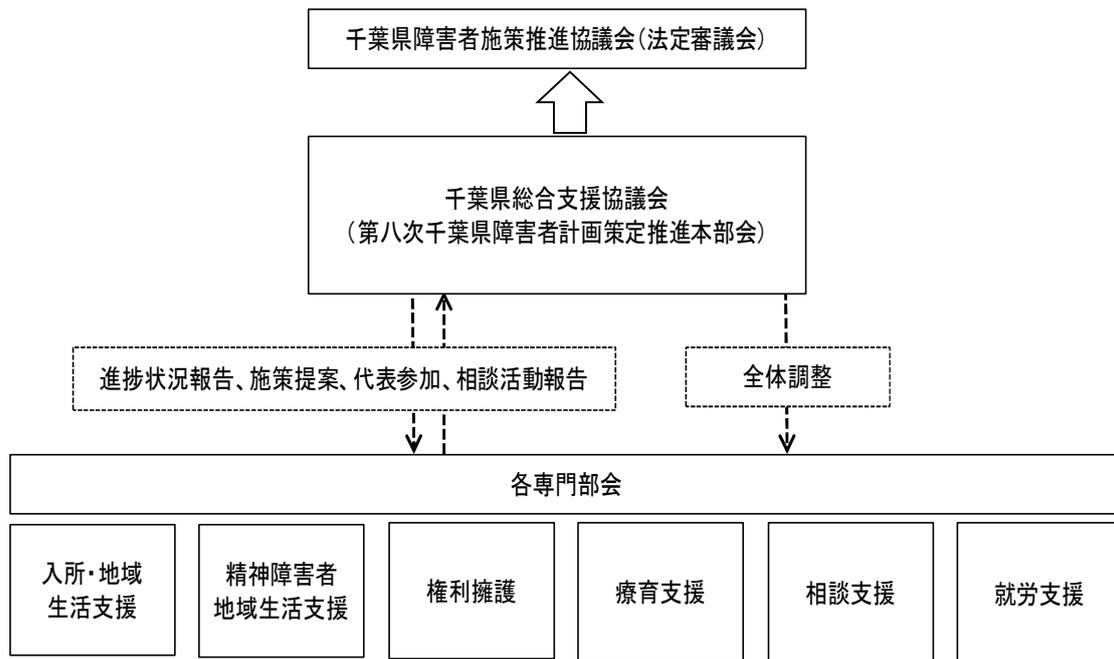
第七次千葉県障害者計画の計画期間は令和5年度までであり、来年度は次期障害者計画の策定年度となる。

次期障害者計画は、国で策定中の第5次障害者基本計画や、基本指針に即しつつ、県の総合計画や県行政全体との整合を図りながら策定していく。

2 次期障害者計画の策定体制

令和4年度末で本部会及び専門部会委員の現任期が終了することから、新たに運営要綱を定めて、千葉県総合支援協議会（第八次千葉県障害者計画策定推進本部会）を設置し、委員の推薦依頼・公募を実施し、委員を決定する。

《次期千葉県障害者計画策定体制》



3 次期障害者計画の策定スケジュール

令和4年度は、次期計画策定の参考とするため、障害福祉関係団体等への書面による意見聴取を実施し、必要に応じてヒアリングを行う。

令和5年度は、施策推進協議会、本部会及び専門部会を定期的を開催し、骨子案や計画素案を審議する。その後、パブリックコメントを実施し、最終的に施策推進協議会の了承を得た上で、令和5年度末までに計画を策定する。

(主なスケジュール)

年度	月	項目
4	1 1月～3月	・ 関係団体等意見聴取 ・ 本部会、専門部会委員選定（団体推薦、公募）
5	4月～9月	・ 本部会、専門部会委員就任 ・ 施策推進協議会、本部会、専門部会の開催（～3月） ・ 骨子案審議
	1 0月～1 2月	・ 素案審議
	1 月～3月	・ パブリックコメント ・ 施策推進協議会へ計画案の意見聴取 ・ 計画決定

4 障害福祉関係団体等に対する意見聴取

(1) 目的

障害当事者や障害福祉団体等に対し、次期計画への要望や検討すべき課題等につき意見聴取を行い、計画策定の参考とする。

(2) 実施時期

令和4年1 1月頃から開始し、令和4年度末までに終了する。

(3) 対象団体

第七次計画策定時に意見聴取を実施した団体に、県が必要と認めた団体を加える。
(別紙のとおり)

(4) 実施方法

質問事項（次期計画に期待すること等）を記載した調査票を対象団体に送付する。
回答に不明点等がある場合については、別途聞き取りする等して内容を把握する。

《障害者団体》

- ・千葉県身体障害者福祉協会
- ・千葉県身体障害者施設協議会
- ・千葉県視覚障害者福祉協会
- ・千葉県聴覚障害者協会
- ・千葉県中途失聴者・難聴者協会
- ・京葉喉友会
- ・千葉盲ろう者友の会
- ・全国脊髄損傷者連合会千葉県支部
- ・千葉県重症心身障害児（者）を守る会
- ・千葉県肢体不自由児者父母の会連合会
- ・千葉県腎臓病協議会
- ・日本オストミー協会千葉県支部
- ・日本ALS協会千葉県支部
- ・千葉県手をつなぐ育成会
- ・千葉県知的障害者支援施設家族会連合会
- ・千葉県自閉症協会
- ・千葉県自閉症協会 will クラブ
- ・千葉県精神障害者家族会連合会
- ・ちば高次脳機能障害者と家族の会
- ・NECST
- ・千葉県ピアナッツ.net
- ・千葉県特別支援学校PTA連合会

《その他》

- ・市町村自立支援協議会

《事業者団体等》

- ・千葉県肢体不自由児協会
- ・千葉県重症心身障害連絡協議会
- ・千葉県知的障害者福祉協会
- ・千葉県発達障害者支援センター
- ・千葉県医療的ケア児等支援センター
- ・千葉県基幹相談支援センター連絡会
- ・千葉県精神科病院協会
- ・千葉県精神保健福祉士協会
- ・千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会
- ・千葉県精神障害者自立支援事業協会
- ・千葉県精神保健福祉協議会
- ・千葉県医師会
- ・千葉県歯科医師会
- ・千葉県看護協会
- ・千葉県理学療法士会
- ・千葉県作業療法士会
- ・千葉県言語聴覚士会
- ・千葉県ホームヘルパー協議会
- ・千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会
- ・千葉県障がい者スポーツ協会
- ・千葉県特別支援学校長会
- ・千葉県特例子会社連絡会
- ・千葉県グループホーム等連絡協議会
- ・千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会
- ・千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
- ・千葉県高齢者福祉施設協会
- ・生活サポート千葉

※下線は新規意見聴取団体